



発行 東京都

目次

37

規則（教）

- 東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………六

- 東京都文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………一九

訓令（教）

- 東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………一九
- 東京都教育庁等統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………一九
- 東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の施行に関する規程の一部改正……………二〇
- 職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………二〇
- 会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………二〇
- 東京都立学校職員服務規程の一部改正……………二〇
- 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正……………二二

- 東京都立学校職員出勤記録整理規程の一部改正……………二二
- 東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程の一部改正……………二二
- 職員の勤務時間等に関する規程の一部改正……………二二
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………二二
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………二三
- 通勤手当支給規程の一部改正……………二三
- 宿日直手当支給規程の一部改正……………二三
- 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正……………二三
- 東京都立学校事務職員等研修規則施行規程の一部改正……………二三
- 東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………二四
- 東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………二四
- 東京都立学校事案決定規程の一部改正……………二四
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………二四

告示（教）

- 昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部改正……………二五

規則（教）

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「**五**」を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中「**四**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表都立学校教育部の部高等学校教育課の項第一号中「及び中等教育学校」を

「、中等教育学校及び小学校」に改め、同表指導部の部義務教育指導課の項第一号及び第二号中「小学校等」の下に「及び都立の小学校」を加え、同部高等学校教育指導課の

項第一号及び第二号中「高等学校等」の下に「（都立の小学校を除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

●東京都教育委員会規則第六号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都西部学校経営支援センターの項中

東京都立武蔵高等学校附属中学校

を

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校

に改める。

同 武蔵高等学校附属中学校

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会公印規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、又は」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

東京都教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の職名に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則（昭和四十八年東京都教育委員会規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十九条において準用する第三十七条」を「第三十七条（第四十九条において準用する場合を含む。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「この章において」を削る。

第九条の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削る。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

（届出）

第三十三条 任命権者は、前条の届出を行うときは、特別非常勤講師届出書（別記第二十三号様式。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

（任命権者による確認）

第三十四条 任命権者は、第三十二条の届出を行うときは、被任命者が担任しようとする教科の領域の一部等の教授又は実習について、有用な知識若しくは技能又は経験を有することを確認しなければならない。

2 教育委員会は、任命権者に対し、前項の確認内容に係る資料のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第三十六条中「第三十三条第四号に定める期間」を「特別非常勤講師の勤務期間」に、「同条第二号に掲げる学校において、同条第三号に掲げる者」を「届出書に記載の学校において、当該届出書に記載の被任命者」に改める。

第四十一条第一項第二号中「及びその」を「の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他教育委員会が必要と認める書類

別記第一号様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、「印」を削る。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第2条関係)

在職証明書

本籍地	都道府県		氏名	生年月日	年 月 日生
	都道府県	氏名			

上記の者は、平成元年4月1日当時、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第8項による教育職員として下記の学校に在職していたことを証明します。

本籍地	都道府県		氏名	生年月日	年 月 日生
	都道府県	氏名			
職名					
学校名					
所在地					

年 月 日

証 明 者

学 校 名  
校 長

連絡先電話番号

注 1 職名は、教諭・助教諭・講師(常勤・非常勤)と記入すること。

2 証明は、現在教育職員である者は現任校で、また、現在教育職員でない者は平成元年4月1日当時の所属校で証明を受けること。

別記第六号様式中「申請者署名」を「申請者氏名」に改め、「印」を削る。  
別記第八号様式(表)中「申請者署名」を「申請者氏名」に改め、「印」を削り、

戸籍簿本確認	年月日	長確認	交付	番号	授与年月日
住民票の写し等確認	年月日	長確認			
遡川規定	免許法第 条 別表				免許状番号
基礎免許	年月日	教育委員会 教諭 専修・1・2種 教科( )			
実務	において 年以上、良好な成績で勤務				
取得単位	教科 養護及び 栄養	教職 特支 その他			

を

戸籍簿本確認	年月日	長確認	交付	番号	有効期間満了日又は 停止確認期限
住民票の写し等確認	年月日	長確認			
遡川規定	免許法第 条 別表				所定資格取得年度 年度
基礎免許	年月日	教育委員会 教諭 専修・1・2種 教科( )			
実務	において 年以上、良好な成績で勤務				
取得単位	教科 養護及び 栄養	教職 特支 その他			

に

改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

履歴書

学歴・職歴及び賞罰の有無

立 高等学校 卒業

年月日

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

賞罰の有無(○で囲む) 賞 罰 無 . 有( )



第19号様式(第17条関係)

受	付	番	倉

教育職員免許状再交付申請書

東京都教育委員会 殿

申請 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_ (電話番号) \_\_\_\_\_  
 勤 務 先 \_\_\_\_\_ (電話番号) \_\_\_\_\_

下記の教育職員免許状を別紙証明書及び理由書を添付して再交付申請します。

記

1 記載事項

本籍地	都道府県	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日

種 類	教諭免許状	専修 科	1種(級)	2種(級)
1	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会
	卒業年月	年 月 卒業	卒業学校	東京都知事
2	種 類	教諭免許状	専修 科	1種(級) 2種(級)
	記号番号	第 _____ 号	教 科	・
	授与年月日	年 月 日	授与権者	東京都教育委員会
	卒業年月	年 月 卒業	卒業学校	東京都知事

※ 処理欄

再交付申請の理由(状況等)

(21) 破損

(22) 焼失

(23) 汚損

(24) 盗難

(25) 流失

(29) その他

(日本卒業規格 A 列 4 番)

展記録二十三卒業名(印)や展(印)

「特別非常勤講師を下記のとおり任命し、又は雇用したいので、届け出ます。」や

「特別非常勤講師を下記のとおり任命し、又は雇用したいので、届け出ます。  
なお、被任命者が担任しようとする教科の領域の一級等の教授又は実習につ  
いて、有用な知識若しくは技能又は経験を有することを確認しました。」

「学 校 長」や「校 長」は「住 所」や「生 年 月 日」は「職 業」や「職 業 等」は

前年度又は今年度の勤務	有・無	学校名	年月日から年月日まで
		期 間	

勤務の継続の有無	新規継続	学校名	年月日から年月日まで
		期 間	

お(印) 展(印)

6 被任命者の宣誓

私は、特別非常勤講師の届出に際して、学校教育法第9条各号の規定に該当しないこと及び教育職員としての職務を誠実に遂行することを宣誓します。

年 月 日

を(印)。

住 所  
氏 名

(印)

上記の事項について確認しました。

年 月 日

学校名

学校長

(印)

別記第二十四号様式から第二十六号様式までを次のように改める。  
 第24号様式から第26号様式まで 削除  
 別記第二十八号様式を次のように改める。

第28号様式(第41条関係)

(表)

教科担任許可申請書

年 月 日

東京都教育委員会殿

学校名・校長  
担任 教諭

免許教科以外の教科担任の許可について、教育職員免許法附則第2項の規定により別紙関係書類を添え連署をもって下記のとおり申請します。

記

1 教科	
2 担任期間	
3 担任時間数 (週)	

(日本卒業規格 A 列 4 番)



(表)

1 設置者、学校名及び所在地	
設置者	学校名
所在地	

2 担任教諭の履歴			
本籍	都・道・府・県	ふりがな	
生年月日	年 月 日	年 月 日	歳 (年度末年齢)
学歴 (高等学校以上)	学校名	専攻科名	卒業・修了年月日
職歴	勤務学校名	職名	在職期間

3 申請理由

4 所有免許状			
免許状種類	教科	免許状番号	授与権者
			授与年月日

5 当該学校の学級編成				
学 年	1	2	3	
学級数				計

6 免許教科別教員数					
教 科 名	教 員 数	教 科 名	教 員 数	教 科 名	教 員 数

別記第三十号様式中

確 認
-----

を削る。

別記第三十二号様式(表)中「申請者署名」を「申請者氏名」に改め、「印」を削り、「連絡先」や「勤務先」に改め、同様式(表)を次のように改める。



附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別記第一号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式及び第十九号様式、第二十三号様式、第二十八号様式、第三十号様式、第三十二号様式並びに第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

特別免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第五項第一号中「**学校長**」を「**校長**」に改める。
- 別記第一号様式中「**申請書**」を「**申請書**」に改め、「**申請書**」を削る。
- 別記第二号様式中「**所**」及び「**所**」を削る。
- 別記第三号様式中「**所**」を削り、「**所**」を「**所**」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別免許状に関する規則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第一項第一号中「**有効期間更新申請書**」を「**有効期間の更新を申請する書類**」に改め、同号ア中「**別記第一号様式**」を「**有効期間更新・免許状更新講習修了確認申請書（別記第一号様式）**」に改め、同号イ中「**別記第二号様式**」を「**有効期間更新（更新講習受講免除）・免許状更新講習免除申請書（別記第二号様式）**」に改める。

第七条第一項第一号中「**有効期間延長申請書**」を「**有効期間延長・修了確認期限延期申請書**」に改める。

第八条第一項第一号中「**更新講習修了確認申請書**」を「**更新講習修了確認を申請する書類**」に改め、同号ア中「**別記第四号様式**」を「**別記第一号様式**」に改め、同号イ中「**別記第五号様式**」を「**教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号に規定する確認申請書（別記第五号様式）**」に改める。

第九条第一項第一号中「**修了確認期限延期申請書（別記第六号様式）**」を「**別記第三号様式**」に改め、同項第三号ア及びウ中「**別記第六号様式**」を「**別記第三号様式**」に改め、同条第二項の表中「**別記第六号様式**」を「**別記第三号様式**」に改める。

第十条第一項第一号中「**免許状更新講習免除申請書（別記第七号様式）**」を「**別記第二号様式**」に改める。

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。







別記第四号様式を次のように改める。  
第4号様式 削除  
別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第8条関係)

(表)

旧免

回復

年 月 日

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)  
附則第2条第3項第3号に規定する確認申請 ※旧免許状所持者(修了確認期限を超過した後の申請(回復確認申請))

東京都教育委員会 殿

1 申請内容

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項  
第3号に規定する確認申請 ※旧免許状所持者(修了確認期限を超過した後の申請(回復確認申請))

2 上記1の申請をする者

(ふりがな) 氏名	勤務校・機関	昭和 年 月 日	職名	東京都 区・市・町・村	本籍地
勤務校・機関		生年月日 平成 年 月 日	電話番号(本人・口中連絡先)	東京都	都道府県
			電話番号(勤務校・機関)		都道府県
			メールアドレス		都道府県

※職名、勤務校・機関は、申請日時点のものを記載すること。記載できない場合は不要

3 修了確認期限

年 月 日
-------

4 修了確認期限時点における有効な免許状を必要とする職での勤務 有・無  
※有・無のいずれかに○印を付ける。 有の場合の職名:

5 有する免許状

免許状種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県
				教育委員会		都道府県

※記入欄が不足する場合には、裏面に記入すること。

6 修了又は履修した免許状更新講習

領域	開設者(大文字等名)	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 事務処理記入欄

丁簿・住民票の写し確認	交付	受領
年 月 日 長確認		

(日本産業規格A列J型)





附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一13の部(1)の項中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三級地の部新島村立新島中学校の項中「新島村本村四丁目七番一号」を

「新島村本村四丁目十番十二号」に改め、同部中

「都立八丈高等学校

八丈町大賀郷三千二十番地

」を

「都立八丈高等学校

八丈町大賀郷三千二十番地

」に改め、同

都立青島特別支援学校八丈分教室

八丈町大賀郷三千二十番地

」に改め、同

表四級地の部利島村立利島小学校の項及び利島村立利島中学校の項中「利島村十三番

地」を「利島村八十七番地」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一 三級地の部の改正規定（新島村立新島中学校の項の改正規定を除く。）は、令和三年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同 雪谷高等学校

全日制  
定時制

普通科  
普通科

を

同 雪谷高等学校

全日制

普通科

」に改める。

別表三の項中

同 清瀬特別支援学校

知的障害

小学部  
中学部  
高等部

普通科

を

同 清瀬特別支援学校

知的障害

小学部  
中学部

に

改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則(昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 削除」を「第五章 小学校(第二十八条―第三十二条)」に改める。

第一条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

第二十七条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、別表第三の下欄に掲げる中等教育学校(以下「併設型中等教育学校」という。)への入学は、同表上欄に掲げる小学校(以下「併設型小学校」という。)の児童については、当該検査を行わないものとする。

第五章を次のように改める。

第五章 小学校

(併設型小学校及び併設型中等教育学校の教育課程)

第二十八条 併設型小学校及び併設型中等教育学校においては、小学校における教育と中等教育学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

2 前項の規定により教育を施す場合、教育課程の編成に当たっては、あらかじめ併設型小学校と併設型中等教育学校との間で協議するものとする。

(入学等)

第二十九条 小学校への入学は、別に定めるところにより行う入学者決定のための検査等に基づき、校長がこれを許可する。

2 編入学及び転学について必要な事項は、別に定める。

(準用規程)

第三十条 第四条、第五条(第三項を除く。)、第六条から第十条の三まで、第十条の四第一項、第十条の五第一号から第五号まで、第十条の六第一項及び第四項、第十条の七から第十四条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条第二項、第二十一条か

ら第二十三条まで、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十七条の規定は、小学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十九条及び単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)第八条の規定に基づく高等学校」とあるのは「第二十九条の規定に基づく小学校」と、第六条中「第一百四十四条第一項で準用する施行規則第六十三条」とあるのは「第六十三条」と、第七条第一項中「第六十二条で準用する法第三十七条第四項」とあるのは「第三十七条第四項」と、第八条第三項中「生徒」とあるのは「児童」と、同条第五項中「法第六十二条で準用する法第三十七条第六項」とあるのは「法第三十七条第六項」と、第十条第二項、第六項及び第七項並びに第十条の二第二項中「生徒」とあるのは「児童」と、第十一条中「第六十条」とあるのは「第三十七条」と、第十二条の十第一項本文及び第十二条の十二第四項中「生徒」とあるのは「児童」と、第十五条第三号及び第十五条の二第一項中「各教科・科目及び各教科以外の教育活動」とあるのは「各教科及び各教科以外の教育活動」と、第二十一条第二項、第二十二条及び第二十三条の見出し中「生徒」とあるのは「児童」と、第二十三条第一項中「退学、停学、訓告、訓戒」とあるのは「訓告、訓戒」と、同条第二項中「退学、停学または訓告」とあるのは「訓告」と、第二十五条第一項中「生徒」とあるのは「児童」と読み替えるものとする。

第三十一条及び第三十二条 削除

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第二十七条の五関係)	小 学 校	中 等 教 育 学 校
	東京都立立川国際中等教育学校附属小学校	東京都立立川国際中等教育学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則  
博物館の登録に関する規則（昭和二十七年東京都教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

東京都文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都文化財保護条例施行規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、様式第六号から様式第二十三号まで及び様式第二十六号中「㊦」を削る。

附則

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 事 務 所 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所  
都 立 高 等 学 校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

東京都教育委員会電子情報処理規程（平成八年東京都教育委員会訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
都立小学校

●東京都教育委員会訓令第二号

東京都教育庁等統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

教 育 事 務 所 庁

教 育 事 務 所

教 育 庁 出 張 所

事 業 所

都 立 高 等 学 校

都 立 中 等 教 育 学 校

都 立 特 別 支 援 学 校

都 立 中 学 校

都 立 小 学 校

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
都立小学校

第二条第一項第二号ハ中「第二十七条の六第一項」の下に「、第三十条」を加える。

●東京都教育委員会訓令第三号

教 育 庁  
 都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 中 学 校  
 都 立 小 学 校

東京都立学校事務職員等の職名に関する規則の施行に関する規程(昭和四十八年東京都教育委員会訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
 都立小学校

●東京都教育委員会訓令第四号

教 育 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所  
 事 業 所  
 都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 中 学 校  
 都 立 小 学 校

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会  
 前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
 都立小学校

●東京都教育委員会訓令第五号

教 育 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所  
 事 業 所  
 都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 中 学 校  
 都 立 小 学 校

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和二年東京都教育委員会訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
 都立小学校

●東京都教育委員会訓令第六号

都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 中 学 校  
 都 立 小 学 校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次

のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

●東京都教育委員会訓令第七号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

第四条第二項を削る。

●東京都教育委員会訓令第八号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

東京都立学校職員出勤記録整理規程(昭和三十六年東京都教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

●東京都教育委員会訓令第九号

教育庁

教育事務所

教育庁出張所

事業所

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程(平成十六年東京都教育委員会訓令第四十四号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

職員の勤務時間等に関する規程(昭和三十八年東京都教育委員会訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十一号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

都立小学校

職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十二号

教育庁

教育事務所

教育庁出張所

事業所

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都教育委員会訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。  
都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十三号

教育庁

教育事務所

教育庁出張所

事業所

都立高等学校

公立中等教育学校

公立特別支援学校

公立中学校

公立小学校

公立義務教育学校

公立共同調理場

通勤手当支給規程(昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第一号を削り、同項第二号中「または」を「又は」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める様式によることのできる。

第三条第二項に次の三号を加える。

- 一 任命権者を異にして異動した職員 当該任命権者が定める通勤手当に係る届出の様式

- 二 給与条例第十二条第一項の規定の適用を受けていた職員（前号に規定する職員を除く。）が引き続き学校職員の給与条例第十四条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合におけるその者 通勤手当支給規程第三条第二項に規定する別記様式
  - 三 学校職員の給与条例第十四条第一項の規定の適用を受けていた職員が引き続き給与条例第十二条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合におけるその者（第一号に規定する職員を除く。） 別記様式
- 第四条中「とき」の下に「又は所属長を異にして異動した職員があつたとき」を加える。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十四号

教育庁  
 教育事務所  
 教育庁出張所  
 事業所  
 都立高等学校  
 都立中等教育学校  
 都立特別支援学校  
 都立中学校  
 都立小学校

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十五号

都立高等学校  
 都立中等教育学校  
 都立特別支援学校  
 都立中学校  
 都立小学校

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和十四年東京都教育委員会訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

都立小学校

●東京都教育委員会訓令第十六号

都立高等学校  
 都立中等教育学校  
 都立特別支援学校  
 都立中学校  
 都立小学校

東京都立学校事務職員等研修規則施行規程（昭和五十九年東京都教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校  
都立小学校」に改める。

別記様式第一号中「㉔」を削る。

別記様式第二号中「㉔」を削る。

別記様式第三号中「㉔」を削り、「(日本産業規格B5)」を「(日本産業規格A列  
4巻)」に改める。

別記様式第四号中「㉔」を削る。

別記様式第五号(表)中「㉔」を削る。

●東京都教育委員会訓令第十七号

教 育 庁  
教 育 事 務 所  
教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程(昭和五十七年東京都教育委員会訓令  
第三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

別記第二号様式中「㉔」を削る。  
東京都教育委員会

●東京都教育委員会訓令第十八号

教 育 庁  
都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校  
都 立 小 学 校

東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程(平成六年東京都教育委員会訓令第三号)

の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校  
都立小学校」に改める。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

●東京都教育委員会訓令第十九号

都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校  
都 立 小 学 校

東京都立学校事案決定規程(平成九年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

令和三年三月三十一日

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校  
都立小学校」に改める。  
東京都教育委員会

第一条中「東京都立の」の下に「小学校、」を加える。

第二条第一号から同条第三号までの規定中「第二十七条の六第一項」の下に「、第三  
十条」を加える。

●東京都教育委員会訓令第二十号

都 立 高 等 学 校  
都 立 中 等 教 育 学 校  
都 立 特 別 支 援 学 校  
都 立 中 学 校



都立小学校

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校  
都立小学校」に改める。

第一条及び第五条中「第二十七条の六第一項」の下に、「第三十条」を加える。

別表一の項中「東京都立高島高等学校」を「東京都立荒川商業高等学校」に改め、同表二の項中

東京都立清瀬特別支援学校  
東京都立八王子西特別支援学校

を

東京都立立川ろう学校

に、

東京都立町田の丘学園  
東京都立花畑学園

を

東京都立町田の丘学園

に改め、同表二の項の次に次のよ

うに加える。

三 中等教育学校

名	称
東京都立立川国際中等教育学校	

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の項及び二の項の改正規定並びに同表二の項の次に次のように加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十八号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都教育委員会

表小学校の項中「四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）」を「三十五人（第三学年から第六学年までの児童で編制する学級にあつては、四十人）」に改め、同表備考一中「小学校第二学年及び」及び「児童又は」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 七〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

